

民間の放課後児童健全育成事業の誘導に向けた新たな補助事業の実施について

(付議の要旨)

新BOP学童クラブの大規模、狭隘化の課題解決の一つの手法として、児童の活動場所を確保し、児童数の適正化及び質の確保、さらに、多様化する保護者ニーズに対応するため、学校外に民間の放課後児童健全育成事業を誘導する新たな補助事業を実施することを決定する。

1 主旨

新BOPは、全区立小学校の施設を利用して、遊びを通じて異年齢児童の交流・創造性・社会性・自主性を培う放課後の遊び場であるBOP（1～6年生）に児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業である新BOP学童クラブ（1～3年生及び配慮を要する児童は6年生まで）とを統合した事業として実施してきた。

一方、保護者の働き方の変化や共働き家庭の増加などにより、子どもの人口減の傾向にもかかわらず、登録児童数が増加の一途を辿っており、新BOP学童クラブの大規模化が進んでいる。

また、これまでの子どもの人口の増加や小学校の35人学級の導入等により、学校施設の普通教室への転用が進む中、活動場所の狭隘化が課題となっており、現在、普通教室も含めた学校施設のさらなる有効活用に取り組んでいるところである。

一方で、子ども、保護者のニーズは多様化し、民間事業者のノウハウを活用した多様なサービスの提供も求められている。

このような状況から、新BOP学童クラブを基本としながらも、「放課後児童健全育成事業の運営方針」（以下、「運営方針」という）を策定する等、支援の質を確保しながら、学校外に民間の放課後児童健全育成事業者（以下「放課後児童クラブ」という）を誘導することにより子ども・保護者の選択肢を広げ、あわせて新BOP学童クラブの規模の適正化を図る。それにより、子どもの放課後の遊びと生活の質を向上させるとともに、それぞれの家庭のライフスタイルに合った放課後の過ごし方を確保する。

また、誘導にあたっては、新BOP学童クラブ同等の事業内容については新BOP学童クラブ利用料と同額で子ども・保護者が利用できるようにするほか、人材確保・育成等の質を確保しつつ、早期に候補地内への整備を図るため、国・都からの財源を活用しつつ、区独自の充実策を加えた新たな補助事業を以下のとおり実施する。

2 新BOP学童クラブにおける現状及び目指す適正化の規模

(1) 現状

令和4年7月現在、120人以上の登録者数となる新BOP学童クラブ（資料「新BOP学童クラブの登録児童の推移」※1：「大規模」と判断される新BOP学童クラブ）の数は全61校中37校で、登録者数200人前後となる「超大規模」な新BOP学童クラブは10校ある。

小学校1年生の児童数は、令和3年の6,581人から6,471人に減少しているが、新BOP学童クラブ全体での登録児童数は、令和3年5月の7,808人から令和4年5月の8,487人へと増加している。

(2) 目指す適正化の規模

現在、策定中の運営方針を踏まえ、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係が築ける等、十分な支援の質を確保できる規模として、すべての新BOP学童クラブの登録児童数120人規模以下を目指し、民間の放課後児童クラブを誘導しながら適正化を図っていく。

3 民間の放課後児童クラブの誘導に向けた新たな補助事業の内容

区で定める募集要項のもと、公募により民間事業者を選定し、区と民間事業者との間に放課後児童健全育成事業運営事項等の協定を締結したうえで、民間事業者が放課後児童クラブを新設し、それに対して区が開設準備経費及び運営経費を補助する。併せて、区から利用料免除の要件を備えた利用者に対して補助を行う。

民間事業者が適した施設を自ら確保するにあたっては、区の既存事業（各所管が把握する物件情報等）を紹介するなど、必要に応じて協力を行う。

その他、これまでの支援や施設の種別ごとに進めてきた施策を子ども・子育て関連施設全体で必要な施策に組み換え、「子ども子育て応援都市」をバージョンアップするための施策の基本的な考え方を定める、「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」に沿って、区立小学校、区立幼稚園、区立保育園、児童館等の再整備に合わせ、区が必要な施設を確保し、民間の事業者を誘導する手法も併用する。

(1) 誘導候補地及び確保数、目標年次

令和6年4月（プレ運営は令和6年1月）から令和10年度まで、補助事業を活用し、民間の放課後児童クラブを15か所誘導し確保する。まずは、新BOP学童クラブ登録児童数の推移見込みにより、登録児童数200人前後の超大規模化した新BOP学童クラブ周辺（徒歩15分程度、おおむね1.2km）を優先的に対象とし、状況を勘案し、順次、登録者数120人を超える新BOP学童クラブ周辺に対象を広げる。

今後、状況や新たな生活様式による子育て世代の働き方及び人口動態の変化を見据えて、子ども・子育て支援事業計画の見直しの中で、放課後児童健全育成事業の需要量の見込みと確保の内容を定めていく。

※登録児童数が200人前後の大規模化した新BOP学童クラブ（芦花小新BOP、経堂小新BOP、山野小新BOP、桜丘小新BOP、砧南小新BOP、東深沢小新BOP、松沢小新BOP、塚戸小新BOP、松丘小新BOP、桜町小新BOP）

令和10年度までに段階的に民間事業者を誘導し、1,200人分を確保することにより、新BOP学童クラブの登録児童数を6,209人（61校平均で102人）程度とすることを旨とする。

【令和4年度から令和10年度までの見込み数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人口推計(6～8歳)(人)	22,859	22,561	22,050	21,437	20,544	19,592	18,803
a)民設民営も含めた登録児童数(人)	8,487	8,456	8,267	8,068	7,790	7,521	7,409
b)民設民営(新規整備)定員数(人)	0	160	400	640	800	960	1,200
【参考】民設民営(新規整備)施設累計数(2支援単位)	0	2	5	8	10	12	15
【参考】民設民営(新規整備)年間施設増数(2支援単位)	0	2	3	3	2	2	3
c)学校内での学童クラブで確保する定員数 a)-b) 人)	8,487	8,296	7,867	7,428	6,990	6,561	6,209

注) 比較参考値として、平成28年度の新BOP学童クラブ登録児童数は5,335人

注) 令和4年度の数值は、新BOP学童クラブの登録児童数

(2) 事業の開始時期

令和6年4月以降、原則として毎年度4月に事業開始するものとする。なお、児童と保護者が新しい環境に慣れる機会を設けながら、新BOP学童クラブ以外の放課後の居場所に円滑に移行できるよう、前年度の1月(令和6年1月)以降にプレ運営を開始することも可能とする。

(3) 区内既存の民間の放課後児童健全育成事業者への補助

現在、区内で運営している民間の放課後児童健全育成事業所については、その立地等を確認し、新BOP学童クラブの大規模化を解消するため活用できることを前提に、令和6年度以降の当補助事業への移行に向けて公募する。

4 新BOP学童クラブの役割

(1) 新BOP学童クラブは、引き続き、区職員が担い、定員を設けず運営するとともに、配慮を要する児童や、支援が必要な児童とその家庭の見守りや支援を積極的に行い、学校、児童館、子ども家庭支援センターと連携しながらセーフティネットの役割を果たす。

(2) 新BOP学童クラブが、学校等関係機関と民間の放課後児童クラブのつなぎ役となるなど、情報を共有するとともに連携して支援ができるようバックアップを行う。

5 事業における質の確保・向上

放課後児童健全育成事業は、子どもに適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの健全な育成を図る事業であり、支援の質の確保が重要である。そのため民間の放課後児童クラブの公募にあたっては、事業者が確保すべき支援の質を定めた「運営方針」及び本方針を踏まえた募集要項を示すとともに、審査委員会において事業者選定の際に、書類審査のほか、既存施設等の現地調査、財務診断などを行う。併せて、運営開始後の巡回指導など、質を確保する体制を整える。

また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とする取り組みの計画策定を求めるものとする。

これらにより、区の新BOP学童クラブ含め、事業全体の質の確保・向上につなげていく。

6 概算経費

(1) 令和5年度(令和6年1月～3月)

①運営経費補助

経費 31,140千円(3か月分)

定員80人程度(2支援の単位)を2か所(令和6年1月開設を想定)

運営経費	補助額	特定財源	区負担	備考
2か所	31,140千円	13,498千円	17,642千円	R6.1～3月分

②利用料免除要件を備えた世帯への利用料補助(該当世帯への償還払い)

経費 240千円 @5千円×16人(1支援単位当たり4人)×3か月

(特定財源：なし、全額区負担)

合計 31,380千円(区負担17,642千円)

(2) 令和6年度

①運営経費補助

経費 300,845千円

定員80人程度(2支援の単位)を5か所(令和6年4月以降)

運営経費	補助額	特定財源	区負担	備考
1か所	61,379千円	26,396千円	34,983千円	1年分
5か所	306,895千円	131,980千円	174,915千円	1年分

②利用料免除要件を備えた世帯への利用料補助(該当世帯への償還払い)

経費 2,400千円 @5千円×40人(1支援単位当たり4人)×12か月

(特定財源：なし、全額区負担)

合計 306,919千円(区負担174,915千円)

(3) 令和10年度以降、15か所の年間経費

①運営経費補助

経費 920,685千円

定員80人程度(2支援の単位)を15か所(令和10年4月以降)

運営経費	補助額	特定財源	区負担	備考
15か所	920,685千円	395,940千円	524,745千円	1年分

②利用料免除要件を備えた世帯への利用料補助(該当世帯への償還払い)

経費 7,200千円 @5千円×120人(1支援単位当たり4人)×12か月

(特定財源：なし、全額区負担)

合計 927,885千円(区負担524,745千円)

(4) 開設準備経費補助(令和5年度から令和6年度の間 5か所分)

①補助額 : 75,500千円 @15,100千円×5か所(1か所80人定員)

※補助上限額のため、上限を上回った開設準備経費については事業者負担とする。

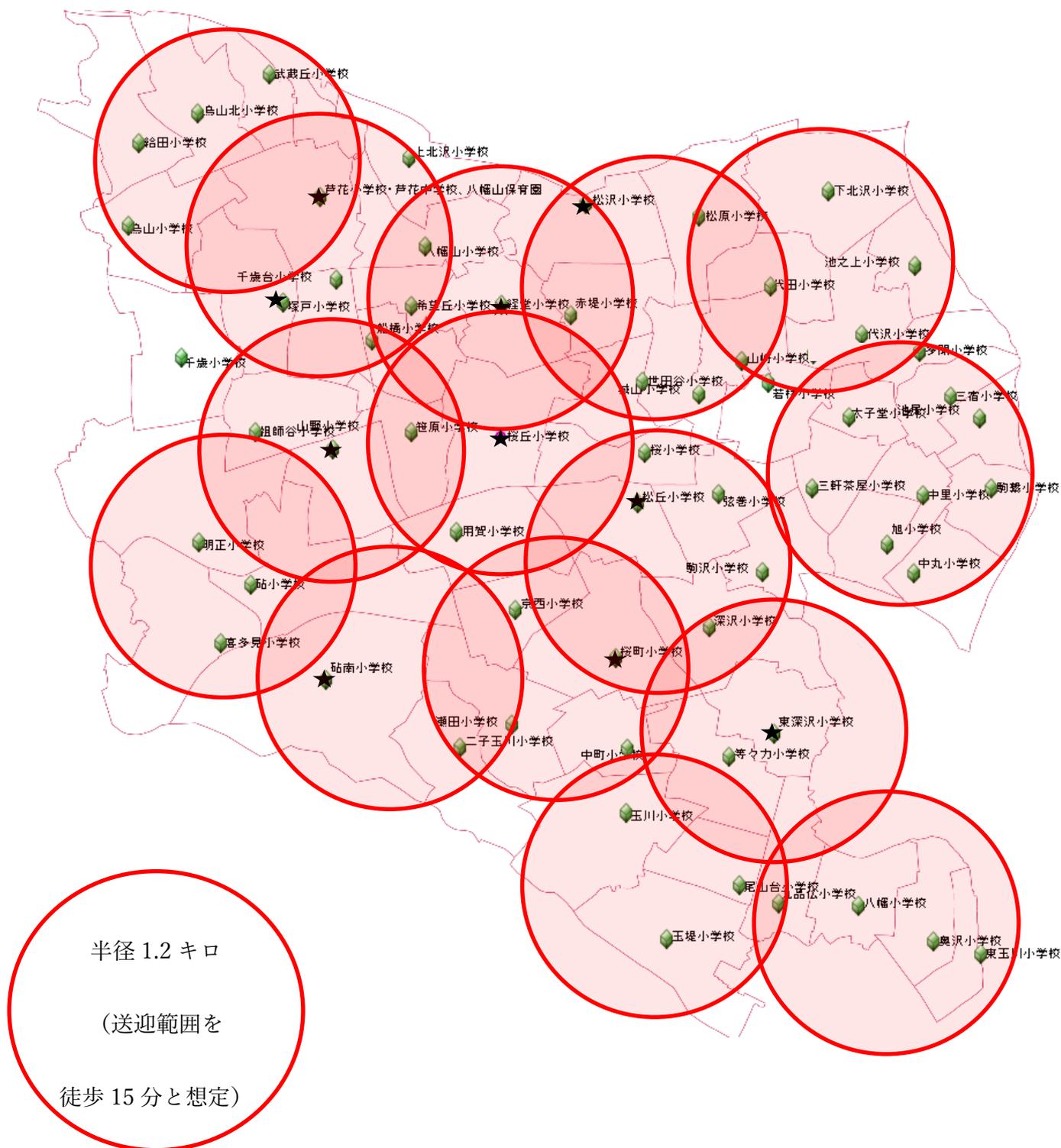
運営経費	補助額	特定財源	区負担	備考
1か所	15,100千円	12,166千円	2,934千円	1年分
5か所	75,500千円	60,834千円	14,666千円	1年分

7 今後のスケジュール（予定）

令和4年	9月	2	常任委員会報告
	11月		民間の放課後児童健全育成事業の募集要項の確定
	12月		民間の放課後児童健全育成事業の事業者説明会（予定）
令和5年	2月～		事業者公募開始
令和6年	1月以降		民間放課後児童健全育成事業所の開設（プレオープン含む）

民間の放課後児童健全育成事業所の誘致候補地《イメージ図》

- ・ 円の中に新たに1か所ずつ放課後児童健全育成事業所を誘致することを想定
- ・ 登録児童数 200 人前後の大規模化した新BOP学童クラブ 10 か所（芦花、経堂、山野、桜丘、砧南、東深沢、松沢、塚戸、松丘、桜町）を中心に、登録数 120 人以上の新BOP学童クラブからも通える範囲（半径 1.2 km、徒歩 15 分程度）に誘導する。



【資料】

新BOP事業における現状

(1) 新BOP学童クラブ登録児童数の増加（図表1参照）

新BOP学童クラブの児童登録者数は平成27年から令和4年までの8年間で、4,847人から8,487人と全体で3,476人増加した。令和4年6月現在、120人以上の登録者数となる新BOP（「大規模」と判断される新BOP）の数は全61校中37校で、登録者数200人前後となる「超大規模」な新BOPが10校ある。

【登録児童数200人前後の大規模化した新BOP学童クラブ】

令和4年5月1日現在

芦花小新BOP	249人	砧南小新BOP	250人
経堂小新BOP	210人	松沢小新BOP	220人
山野小新BOP	221人	塚戸小新BOP	206人
桜丘小新BOP	205人	松丘小新BOP	190人
東深沢小新BOP	220人	桜町小新BOP	194人

(2) 新BOP学童クラブ登録児童数の推移

【図表1. 新BOP学童クラブ登録児童数】



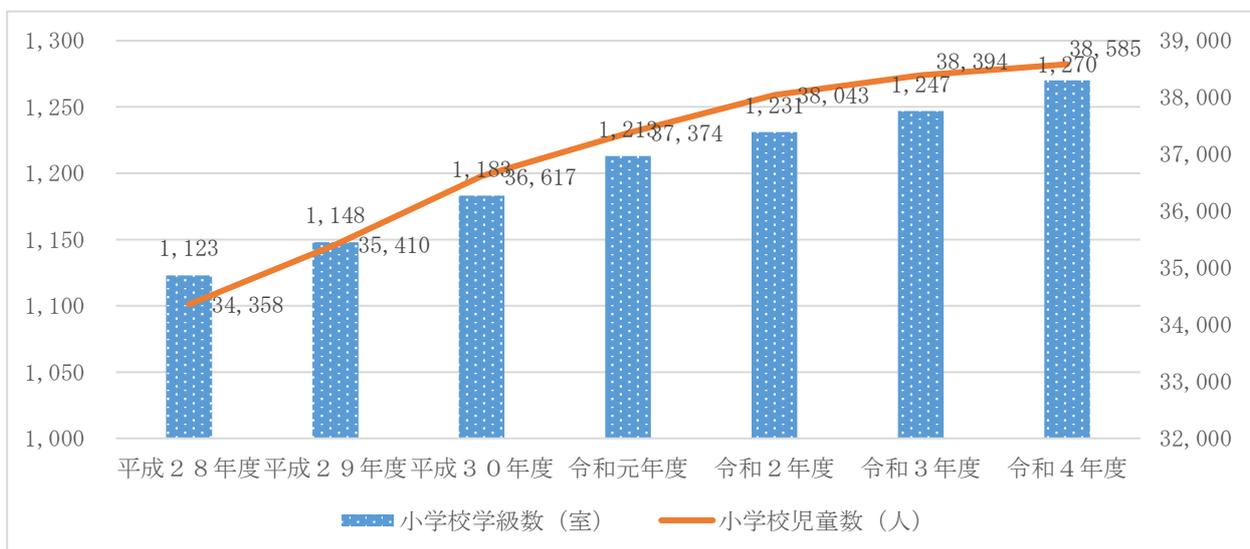
※1：区条例（「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」）では、一支援単位の利用者数は、おおむね40人以下と規定している。新BOP学童クラブを適正に運営できる規模は、原則として2支援単位（利用者数おおむね80人以下、利用率から換算し登録者数120人以下）までとする。

(3) 小学校内のクラス数の増加（図表2参照）

小学校では、児童数の急増によりクラス数が増加し、特別教室等を普通教室化してきた。新BOP学童クラブでは、放課後児童健全育成事業の基準である「児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上」を確保するため、新BOP室に加え、校内の校庭、体育館、ランチルーム、多目的室、会議室、図書室、特別教室、普通教室以外のスペース利用を学校と連携し実施してきたが、今後、国が定める35人学級への対応も必要となり、年々、活動スペースの確保が難しい状況（狭隘化）となっている。

現状では、来年度以降の1.65平方メートル以上の確保が難しい状況が見込まれている。

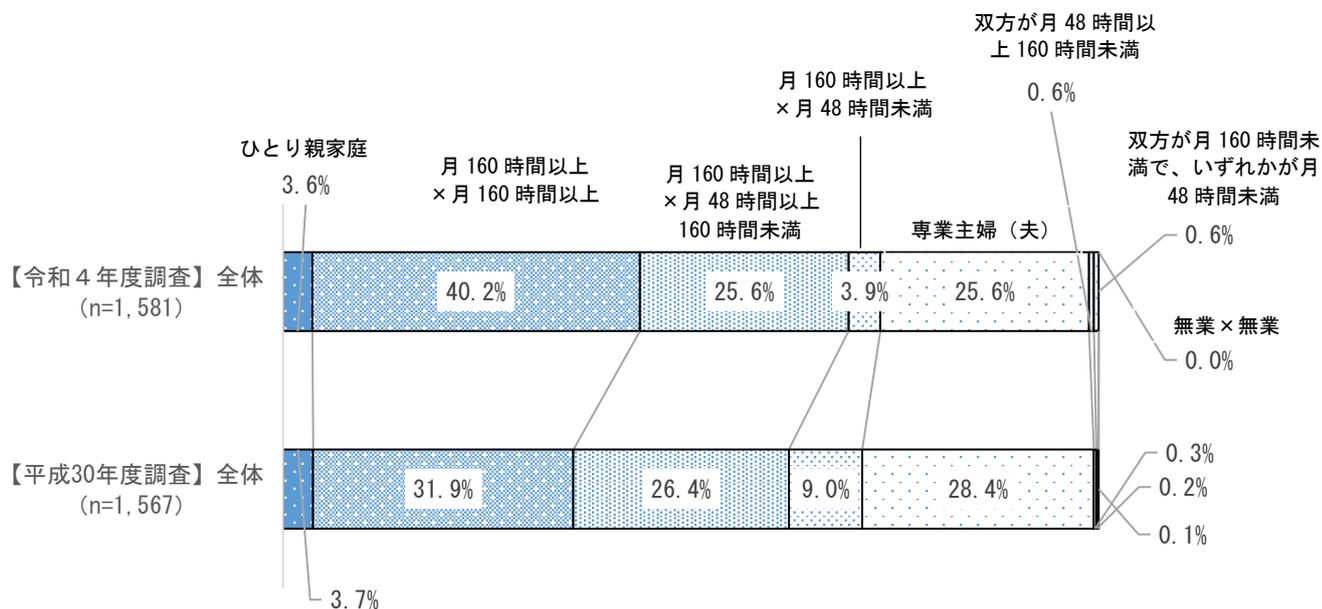
【図表2. 小学校のクラス数】



(4) 保護者の働き方の変容に伴うニーズへの対応 (図表3参照)

区の子ども・子育て支援ニーズ調査では、保護者がともに月160時間以上(いわゆる常勤)就労している世帯は、平成30年度の31.9%から令和4年度は40.2%と約9%増加した。また、保護者の一方が月48時間以上(学童クラブの利用要件)の世帯を含めると58.3%から65.8%と7.5%増加した。

【図表3. 家庭類型の経年比較】



1. 応募資格及び欠格事項

- ・東京都内、または近接県で放課後児童健全育成事業を運営した実績があること。
- ・運営主体が、株式会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人その他の者であって、区が適当と認めたものであること。
- ・区の掲げる世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針等を十分に理解し、積極的に協力できる事業者であること。
- ・財政状況が安定していること。(経営不振、損失計上、債務超過になっていない)
- ・税金の滞納、暴力団体等の利益となる活動を行う、一般競争入札の参加者資格に抵触する、破産法の適用を受けているもの等でないこと。

2. 募集対象地域及び整備数・施設規模

(1) 開設時期

令和6年4月1日

※児童と保護者が新しい環境に慣れる機会を設けながら、新BOP学童クラブ以外の放課後の居場所に円滑に移行できるよう、前年度の1月以降にプレ運営を開始することも可能とする。

(2) 対象地域

以下、10か所の周辺(徒歩15分程度、おおむね1.2km)

芦花小新BOP、経堂小新BOP、山野小新BOP、桜丘小新BOP、砧南小新BOP、東深沢小新BOP、松沢小新BOP、塚戸小新BOP、松丘小新BOP、桜町小新BOP

(3) 整備数・施設規模

整備数：上記対象地域内に2か所

施設規模：1か所あたり80名を上限とする。

3. 運営要件

(1) 基本的事項

施設の整備及び運営に関しては、世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針等の関連法令を遵守すること。

(2) 開設日、開設時間

開設日：日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日開所とする。

開設時間：平日は、下校時から午後7時以降

土曜日・長期休暇期間は、午前8時から午後7時以降

(3) 対象児童

区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることのできない家庭の児童。4～6年生で心身の発達等により個別的配慮が必要な児童。

※学校内新BOP学童クラブを利用する児童は、併せて民間の放課後児童クラブを利用することはできない。

(4) 基本活動

新BOP学童クラブと同等以上の活動内容（出欠確認、おやつ提供、保護者や関係機関との連携等）とすること。 ※下校時の小学校へのお迎えを含む。

（５）多様な活動

児童や保護者の多様なニーズに即したオプションの提供を可能とする。

（６）利用料金

基本活動：新BOP学童クラブと同額

（午後6時15分まで月額5,000円、午後7時まで月額+1,000円）

※利用料免除の要件を備えた世帯（住民税非課税世帯等）の利用料の減免については、区から保護者への償還払いとする。

多様な活動：社会通念上、適正な範囲で設定すること。

（７）巡回指導の実施

区が実施する巡回指導にて指摘事項があった場合は、区と協議し改善すること。

（８）利用者の募集・決定

募集に関するスケジュールや資料は、事前に区と調整すること。また、当該クラブを利用する場合、新BOP学童クラブへの申込みはできない旨を保護者に説明するとともに、利用児童の情報は区と共有するため個人情報の提供について予め保護者の同意を得ること。

（９）保険の加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。

（区が加入している補償内容以上のものとする）

（１０）その他の留意事項

- ・事業を廃止するときは、廃止予定日の6か月より前に区と協議すること。

また開設後5年以内に廃止したときは、既に交付した補助金のうち、開設から廃止までの期間に応じて返還を命じる場合がある。

- ・利用者評価や第三者評価を実施し、結果を公表し、指摘事項等があった場合は改善すること。

4. 事業者の審査、決定

（１）物件相談・事前相談

（２）事業者審査

①審査方法

書類審査、物件及び既存施設の現地調査、財務診断等を行い、別途設置する審査委員会にて事業者及び施設長候補者のヒアリングを実施し、審査・選定後、決定する。

②審査委員会での評価項目

事業者の理念、事業の安定性・継続性、運営管理体制、質の確保、人材の確保・育成・継続年数などを確認して審査を行う。

5. 申請から決定までの日程

令和5年 2月～	応募受付開始
2～3月	事業者審査
3月末日	応募事業者に選定結果を通知